産業歯科保健の歩みと展望について

加藤　元（日本アイ・ビー・エム健康保険組合予防歯科）

働く人々の歯と口の健康を守るためには，職業に起因する歯科疾患を防止することと，歯の喪失原因となるう蝕や歯周病を予防させ，口腔機能を健全な状態に維持させることが必要です．

職業性歯科疾患に対しては，有害業務に従事する労働者に対し，労働安全衛生法によって歯科医師による歯科健診（いわゆる歯科特殊健診）が義務付けられていますが，先人の努力によって大規模事業場では重篤なケースに遭遇する機会はほぼ皆無となりました．一方，令和 3 年に行われた厚生労働省の自主点検では歯科特殊健診の実施率は 35.1％と低いことがわかり，中小規模事業所の有所見者の状況はいまだ不明です．

このような背景から，平成 4 年度より，厚労科研「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究」において，有所見者の状況把握や統一した健診方法，そして新たな課題点について検討を行っています．また，歯科特殊健診の結果報告は，当該業務がある 50 人以上の事業場に限られていましたが，令和 4 年 10 月より，すべての事業場に報告義務が課され，急速にニーズが高まってきています．これに対し，歯科特殊健診の実施者となる歯科医師も，作業環境管理，作業管理および健康管理の 3 管理の視点から事業場に助言できる労働衛生の知識とスキルを研鑽する必要があります．また，強酸類以外の化学物質の曝露や歯や顎で器具を保持する業務，長期間の情報機器作業など，口腔領域へ影響を及ぼす業務は多く存在することから，今後さらなる解明や対策が必要です．

一方，う蝕や歯周病に対する予防支援は，企業に義務化されている一般定期健康診断や健康保険組合が実施している特定健康診査に歯科の項目は入っておらず，産業保健では法的な基盤が弱いため，企業や健康保険組合は自主的に対策を講じていますが，その実施率は低いのが現状です．しかし成人のう蝕や歯周病の有病率は非常に高く，医療費に占める歯科医療費の割合も高率であること，歯や口の不具合や労働生産性に影響を及ぼす可能性が示唆されていることを鑑みると，多くの国民が対象となる職域で歯科予防の取り組みを行う意義は高いと考えられます．また歯科疾患や咀嚼障害は全身の健康に悪影響を及ぼすことから，健康経営の視点からも活動が広がることが期待されます．

32 年ぶりに改訂された THP 指針（事業場における労働者の健康保持増進のための指針）では口腔保健が大きく取り上げられ，保険者の財政支援を行う保険者インセンティブ制度にも歯科健診・歯科保健指導・歯科受診推奨がその項目に加えられたこと，健康保険組合が主体として行う特定健康診査の問診項目に，「食事をかんで食べるときの状態」を問う質問が追加されたことなどから，職域で歯科保健を取り組む機運が高まっています．単に疾病を見つけ出し歯科受療を勧告する歯科健診中心の疾病管理型の取り組みではなく，歯科保健行動を変容させ，ヘルスリテラシーを高める予防支援型の取り組みの確立とその体制づくりが喫緊の課題です．